

鹿児島県無電柱化推進計画 (2021～2025)

令和 7 年 3 月

鹿児島県

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画となる都道府県無電柱化推進計画を策定するよう都道府県の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく鹿児島県無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

目 次

1	無電柱化の推進に関する基本的な方針	・ ・ ・ P. 1
2	無電柱化推進計画の期間	・ ・ ・ P. 2
3	無電柱化の推進に関する目標	・ ・ ・ P. 3
4	無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	・ ・ ・ P. 3
5	施策を総合的，計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	・ ・ ・ P. 5

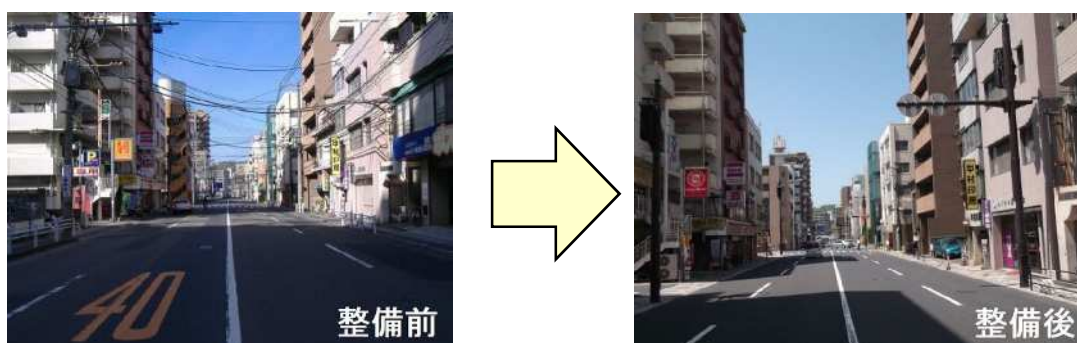
1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 本県における無電柱化の現状

本県の道路上には令和2年度末現在、約30万本の電柱(九電, NTT調べ)が立柱している一方, 道路管理者や電線管理者の協力による電線共同溝などを実施し, 令和2年度末現在, 県内の国県市町村が管理する道路約26,600kmのうち, 延べ約72kmが無電柱化されている。

また, 県内には一般国道3号をはじめとする緊急輸送道路が約2,300kmあるものの, そのうち無電柱化された延長は, 延べ約25kmに留まっている。

このような中, 県土の大半をシラス等の特殊土壌に覆われ, 台風常襲地帯に位置する本県においては, 電柱倒壊による車両の通行止めや停電等の支障が生じており, 引き続き無電柱化を求める声が高い状況にある。



2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は, 歩道幅員が広く, 沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが, 今後は, 防災, 安全かつ円滑な交通の確保, 良好な景観の形成等の観点から, 無電柱化の必要な道路において強力的に推進していく必要がある。

このため, 無電柱化法第2条の理念の下, 県民と関係者の理解, 協力を得て, 個性豊かで魅力ある景観づくりと活力あるまちづくりや, 台風常襲地帯である本県における安心・安全な県民生活の実現を図るための無電柱化を推進することとする。

無電柱化法第2条

「無電柱化の推進は, 地域住民の意向を踏まえつつ, 地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、無電柱化の必要性が高い以下の道路について、優先的に無電柱化の取組を進める。

① 防災

災害発生時における道路交通の機能を確保するため、市街地の緊急輸送道路等における無電柱化を推進する。また、各市町村の地域防災計画において避難路に位置づけられた道路について、無電柱化を推進する。

② 安全・円滑な交通確保

交通事故やヒヤリハットの多い通学路や商店街周辺の道路において、地域住民等関係者の合意が得られた区間から、無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

主要都市や世界自然遺産地域などの観光地において、良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。



① 防災

災害時、倒れた電柱に道を塞がれることなく、緊急車両の通行もスムーズです。



② 安全・円滑な交通確保

歩道の有効幅員を広げることで、通行空間の安全性・快適性が確保されます。

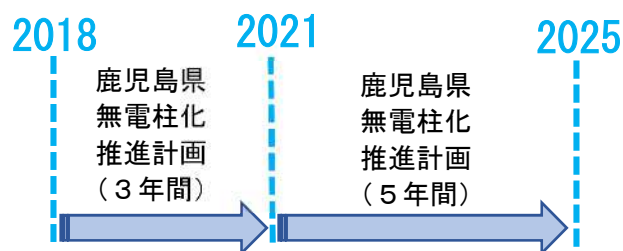


③ 景観形成・観光振興

景観の阻害要因となる電柱・電線をなくすことで美しい景観形成に繋がります。

2 無電柱化推進計画の期間

2021 年度から 2025 年度までの 5 年間とする。



3 無電柱化の推進に関する目標

2025 年度までに約 38 km の無電柱化を推進する。

4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

無電柱化の必要性の高い道路のうち、以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ、道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、低コスト手法である浅層埋設方式等の導入を考慮しながら、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意する。

② 単独地中化方式

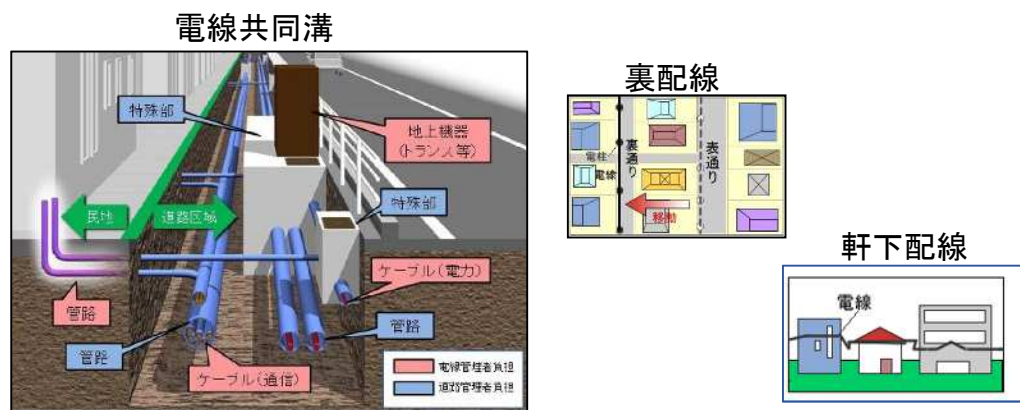
電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等、無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者などの合意が得られる道路においては、低コストで実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を検討する。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第 12 条に基づき、道路事業や都市計画事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。道路管理者等においては、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。



上記の事業手法の他，必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに，要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は，円滑に進むよう支援する。

また，電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には，これらの既存ストックの活用が可能か検討し，効率的に無電柱化を実現する。

2) 事業のスピードアップ

無電柱化の実施にあたっては，国の動向も踏まえ，発注の工夫などの取組により，事業のスピードアップを図る。

3) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し，無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

防災の観点から緊急輸送道路において実施している新設電柱の占用を制限する措置について，適切な運用に努める。また，国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や，既設電柱の占用制限措置について，国の動向を踏まえ検討する。

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化を推進するため，道路の地下に設置した電線等について，占用料の減額措置について，国の動向を踏まえ検討する。

4) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者，電線管理者，地方公共団体及び地元関係者等からなる九州地区無電柱化協議会や鹿児島県無電柱化協議会を活用し，無電柱化の対象区間の調整等，無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化の事業実施箇所においては，低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択，地上機器の設置場所等に関して，地域の合意形成を円滑化するため，必要に応じ，地元関係者や道路管理者，電線管理者の協力を得て，地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

工事が実施される際は，道路占用工事等連絡協議会など，関係事業者が集まる会議等を活用し，工程等の調整を積極的に行うとともに，工事単位の連絡調整会議で関係者間の密な連携・調整を図る。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から，道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては，地上機器の設置場所として，学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を，管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し，地域の課題を踏まえ，他の事業と連携して総合的，計画的に取り組むよう努める。

5 施策を総合的，計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め，無電柱化に県民の協力が得られるよう，「無電柱化の日(11月10日)」を活かしたイベントを実施するなど，無電柱化の実施状況，効果等について，周知し，理解を広げるための広報・啓発活動を積極的に行う。

2) 無電柱化情報の共有

関係機関で連携し，無電柱化に関する情報収集に努めるとともに，本県の取組について，国や他の地方公共団体との共有を図る。